

2019 年度逗子市職員採用試験 受験案内

求む！逗子を想い未来を創造る職員
～今、あなたの力が必要です～

第1次試験日 令和元年6月23日（日）



1. 試験区分、募集人員、職務内容及び受験資格

試験区分	募集人員	職務内容	受験資格
事務職	若干名	一般行政事務に従事します。	平成4年4月2日以降に生まれ、4年制大学を卒業した人（令和2年3月31日までに卒業見込みを含む）

2. 欠格条項（次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。）

- ・ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
 - ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の内容

	日時・場所	科目・試験内容
第1次試験	6月23日（日）9：00～12：30 逗子市役所5階会議室	【能力・適性検査】 逗子市職員（公務員）として必要な基礎能力等を判定します。
第2次試験	未定（7月上旬） （※1）	【集団討論】 与えられた課題について討論を行う中で、表現力、論理性、協調性等を判定します。
第3次試験	未定（7月下旬） （※2）	【面接Ⅰ】 個別面接等
第4次試験	未定（8月中旬） （※3）	【面接Ⅱ】 個別面接
合格発表	8月下旬	

（※1）詳しい日時等は第1次試験合格通知でお知らせします。

（※2）詳しい日時等は第2次試験合格通知でお知らせします。

（※3）詳しい日時等は第3次試験合格通知でお知らせします。

4 受験手続 ※逗子市では事務手続の電子化を進めています。簡単、便利なインターネット受付をご利用ください。

(1) 申込方法

① インターネット受付

申込方法	逗子市ホームページから、電子申請・届出システムに接続し、利用者情報を登録した後、受験申し込みを行ってください。 【逗子市ホームページ】 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/saiyoushikenn.html
受付期間	令和元年5月20日（月）午前9時00分から 令和元年6月7日（金）午後5時00分まで ※受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※電子申請・届出システムはメンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕を持ってお申し込みください。
受験票	第1次試験の1週間前頃に電子申請・届出システムに登録されます。登録が完了しましたらメールでお知らせしますので、電子申請・届出システムにログインし印刷してください。

注1) プリンターを持っていない、受験票をダウンロードできないなど、受験票を印刷できない人は、郵送による申し込みを行ってください。

注2) 所定の「受験票」に写真を貼り、必要事項を記入のうえ、第1次試験の受付時に提出していただきます。提出ができない場合は、受験できません。

② 郵送受付

申込方法	・採用試験申込書(必要事項を記入してください。) ・受験票返信用封筒 * 返信先の郵便番号・住所・氏名を記入した長3封筒(12cm×23.5cm以下のもの) * 封筒に392円分の切手を貼ってください(簡易書留郵便で返信します。)
受付期間	令和元年6月7日（金）まで（必着）
あて先	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市総務部職員課 * 角型2号の封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。 * 封筒表面に「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。
受験票	第1次試験の1週間前頃に郵送します。

注1) 郵送された「受験票」に写真を貼り、必要事項を記入のうえ、第1次試験の受付時に提出していただきます。提出ができない場合は、受験できません。

(2) 申込書・受験票の記入上の注意

- ① 受験票には、写真(最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cmの大きさのもの)を必ず貼って提出してください。なお、第2次試験の際に履歴書の提出(様式は第1次試験の合格者に配布します。)を求めますが、同条件の写真を貼り付けていただきます。
- ② ※欄を除いて、すべての欄に記入してください。
- ③ 記入には、黒又は青の万年筆かボールペンをういてください。
- ④ 訂正がある場合は、もとの文字又は数字に横線を2本引き、その上に書き直してください。

5. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登録されます。
- (2) 受験資格がない場合又は申込書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。

- (3) 採用予定日は、原則令和2年4月1日ですが、職員の欠員等の状況により、本人の同意を得て、順次採用されることがあります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6. 勤務条件

(1) 勤務時間（原則）

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、配属先によっては土曜日、日曜日が勤務日となり、それ以外の日が休日となることもあります。

(2) 給与(平成31年4月1日現在)

	大 学 卒
給 料	182,700 円
地域手当*	21,924 円
合 計	204,624 円

給料は、「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。

なお、給料のほか「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき地域手当、住居手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

ただし、採用されるまでの間に条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

* 財政対策プログラム実施中につき、地域手当は12%で支給しています。

(3) 人材育成

本市においては、逗子市人材育成基本方針の中で、目指す職員像の基本テーマを

「逗子のために S o u Z o u（創造・想像）力を発揮して 未来にチャレンジする職員」としました。目指す職員像の実現を図るため、研修、自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成を進めるとともに、その観点に立った人事管理、職場環境や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めることとしています。

7. 注意事項

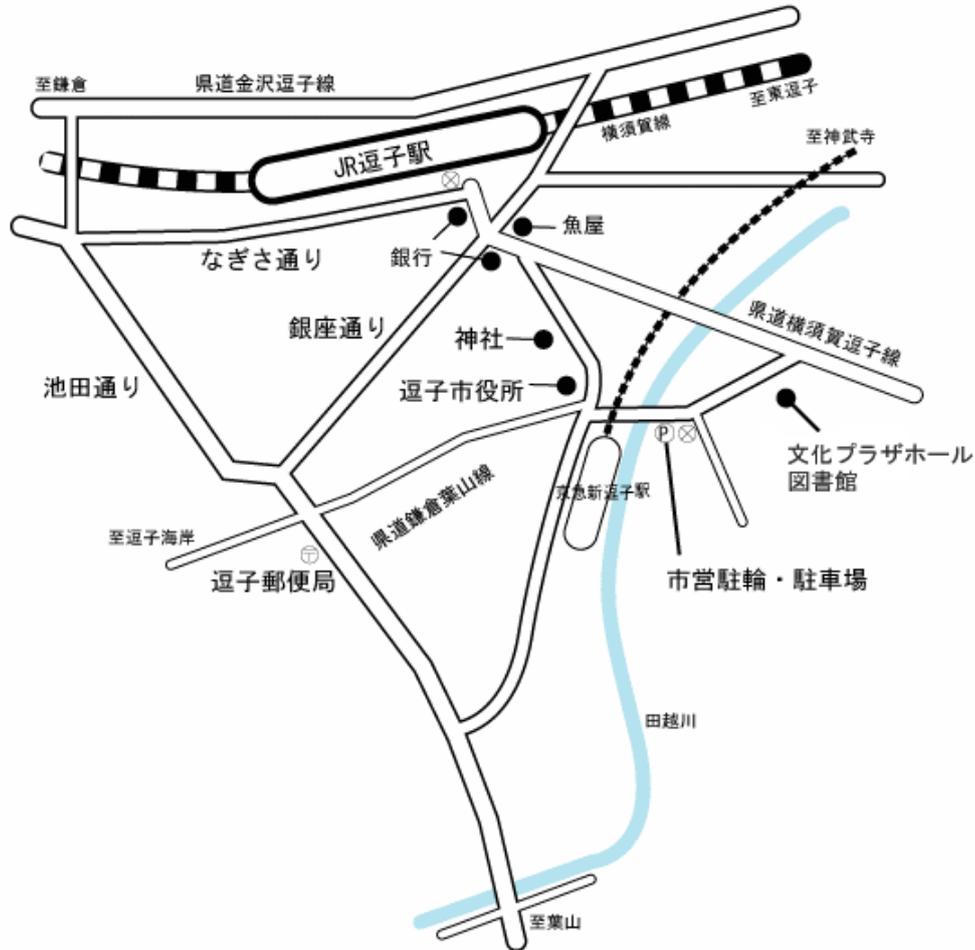
- (1) 受験の際には必ず受験票、HB、B又は2Bの鉛筆及び消しゴムを持参してください。
また、試験教室には時計がない場合がありますので、時計は必要に応じて各自で持参してください。
- (2) 試験において提出された書類は、返却しません。
- (3) 書類不備等の場合は、申込に応じられません。
- (4) 申込み期限を過ぎたものは受付できません。郵送申込みの場合、特に期限を注意してください。
- (5) 試験に関するお問い合わせは、総務部職員課にお願いします。ただし、試験内容については、この受験案内に記載していること以外お答えできません。
- (6) 自家用車でのお来場はできません。必ず公共交通機関等をご利用ください。
- (7) 身体の障害等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず試験申込の受付期間内にご相談ください。
- (8) 筆記試験は日本語による出題で、解答も日本語でいただきます。また、面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。
- (9) 試験日時や会場等は予定ですので、変更する場合があります。

■■ 第1次 試験会場 ■■

逗子市役所 5階会議室

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

(JR逗子駅から徒歩約3分／京急新逗子駅から徒歩約1分)



■■ 問い合わせ先 ■■

逗子市 総務部 職員課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111 (内線361)

ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/>